

# 工 事 概 要

東京都住宅供給公社

- |            |                                |              |  |
|------------|--------------------------------|--------------|--|
| 1. 件 名     | トミンタワー浮間三丁目 機械式駐車場平面化及び駐車場改修工事 |              |  |
| 2. 工 事 場 所 | 北区浮間3-1-37                     |              |  |
| 3. 工 期     | 契約日の日より<br>または                 | 170 日間<br>まで |  |

## 4. 工 事 概 要

本工事は、上記住宅内の機械式駐車場の平面化及び駐車場の改修工事を行う。

### [施工規模]

【土工及び撤去工】機械式駐車場撤去工68台、フェンス撤去工59.1m、その他一式

【平面化駐車場施設工】鋼製平面式駐車場設置工34台、区画番号-1 4文字、区画番号-2 40文字

【屋外駐車場施設工】透水性舗装389.3㎡、縁石工86.2m、街渠工14.7m、L形雨水枳縁塊・蓋設置2箇所  
車輪止30箇所、区画線設置工139.5m、区画番号30文字  
車椅子マーク3箇所、駐車防止柵設置工5箇所

【機械設備工】泡消火配管撤去一式

- ・交通誘導警備員 延べ140人□
- ・施工区域が移動しない箇所は、原則としてガードフェンス(固定さく:高さ1.2m以上)等で全周を囲うとともに、立ち入り禁止の表示を行い第三者災害の防止を図る。  
それ以外の箇所は必要に応じた規制・保安方法を示し、監督員の確認を得て安全管理を行う。

## 5. 注 意 事 項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書(土木・造園)によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等(クレーン付きトラックを含む)による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。  
重点点検工事における仮設足場の架け払いは、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。
- 5) 重点点検工事とは、工事中に第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事のことをいう。  
なお、本工事は重点点検工事に該当する。
- 6) 施工対象範囲及び周辺の以下の部位について、不具合を発見した場合は、速やかに公社監督員に報告し、補修等の対応について協議すること。
  - ・屋外灯支柱の著しい腐食
  - ・その他不具合のある部位